

岡村重夫の生活者原理（社会福祉の援助原理）には 個別性の原理が含まれないのか

井上英晴*

Shouldn't an individual principle be included in Shigeo Okamura's "citizen principle" (helping principle of social welfare)?

Hideharu Inoue

(Abstract)

According to Shigeo Okamura, the helping principle of social welfare consists of 4 elements : (1) sociality, (2) wholeness, (3) subjectivity and (4) reality. The individual aspect of helping is an important aspect of social welfare help. This is because the person concerned requires suitable and meaningful help. Why isn't this individuality enumerated in Okamura's principles of helping? The reason is that individuality was assumed to be within the grasp of ordinary citizens and thus fell outside Okamura's view.

キーワード 社会福祉の援助原理、社会関係、社会関係の主体的側面、主体性、個別性

1. はじめに

生活困難という現象は、地域社会において個人に体现されて出現する。生活困難に陥った人、あるいは生活しづらい人を通して、私たちは生活困難を認識する。その生活困難（あるいは生活のしづらさ）は個人によって様々であり、或る生活困難を誰でもが一律に一律に負わされるというわけではない。その生活困難が一定数の人びとに発現しても、程度などの様態は一様ではなく、また、そうした人びとが抱く福祉ニーズ（needs、社会生

* 2008年10月15日 高松大学発達科学部

活を営むために欠くことのできない基本的要件を欠く状態、あるいは、生活困難の解決・緩和をはかる必要性および要求)もまた様々である。こうした人びとに対処する援助(社会福祉援助)で大切なのは、したがって個別性である。バイステック(Biestek, F.)も『ケースワーク関係』の中でこのことの重要性を、特に利用者の個別化として一章を割いている。そしてそこから生活問題・生活課題の個別化、および援助の対応の仕方の個別化も導出される。このことは共通性、一般性、あるいは普遍性を無視するものではない。

ここで個別性を踏まえながら、改めて人間存在について思惟してみると、次の4つが析出されよう。②と③は同類項としてまとめられ得る。

①人は一回生起である。②人は取り替え不能(代替不能)である。③人は代理不能である。④人は死に臨む存在である(Sein zum Tode)。

同じ人は二度この世に出現しない。その人は他のどんな人とも取り替えがきかない。その人のライフ(life、人生、生命、生活)を他の人が代わることはできない。人間存在は有限(時間の中を生きている)なのであり、必ず死を迎える(時間の中を生きていることの終わり)。その存在はいつでも死にさらされており、その死は個別個人のみによってしか担われない。人の死はその人に固有でありその死を他の誰のとも取り替えることはできない。

社会福祉援助においても、このような人間存在である人の個別性は尊重されなければならないことは言うまでもない。例えばケアマネジメント(care management)における援助の焦点としての生活ニーズも、「生活の全体性」「生活の個別性」「生活の継続性」「生活の地域性」と焦点化されるのである。

そこで筆者が論じたいのは岡村重夫の社会福祉の援助原理である。岡村はこれを生活者原理とも呼んでいる。その原理とは、社会性の原理、全体性の原理、主体性の原理、そして現実性の4つの原理である。ここには個別性の原理というものが入っていない。これが筆者には問題なのである。岡村重夫の思想の中で、「個別性」を他の四つの「原理」と対等な「原理」とすることが許されるか否かという問題と、それが許されるとすれば何故、岡村は明確に「原理」として提示しなかったのか、を考察するのが本稿の主題である。

2. 岡村重夫はこの4つの社会福祉援助原理をどのように導出してきたのか

2.1 4つの原理

まず岡村重夫の社会福祉援助の4つの原理とはどういうものかを、岡村重夫自身によるスケッチ (sketch) で見ておきたい。

(1) 社会性の原理

まず、現代の社会福祉は、これまでの専門分化的制度と違って、個人の生活困難を社会関係の障害としてとらえる点に特徴があります。これを私は“社会性の原理”と名前をつけております。(中略)

新しい現代の社会福祉では、生活困難ということ为社会関係の困難だと考えています。つまり、人間像として言えば“社会关系的存在としての人間”ということを非常に強調しているわけです。人間を、社会关系的存在としての生活者として捉える、これが福祉の人間像の1つの特色であろうかと思ひます。人間の社会生活上の基本的要求を充足するための社会制度と個人との間の社会関係を維持し発展をさせていくための援助こそが求められるべきなのです¹⁾。

(2) 全体性の原理

福祉的人間像の第2番目の側面は、私が全体性の原理と名づけておるものです。個人が、社会关系的存在として生きていくためには、多数の社会制度との間に多数の社会関係を持たなくてはならないわけです。社会関係は、分業化した各専門の制度の立場から見れば、それぞれバラバラのものですけれども、制度を利用する当人の立場からみますと、相互に切り離すことのできない全体的なものなんですね。ですから、この多数の社会関係が、個人の生活において矛盾なく調和していくということが、この福祉的人間像の大きな条件であります²⁾。

(3) 主体性の原理

社会関係の主体的側面の第3の意味は、個人は多数の社会関係に規定されながらも、なおそれらの社会関係を統合する主体者であるということである。つまり多数の社会制度に規定されながらも、これらの多数の社会関係を統合し、矛盾のないものとしながら、社会制度の中から自分に都合のよいものを選択したり、時にこれを変革するように働きかけて、社会人としての役割を実行する。そしてそのことによって、自分の生活を維持してゆく責任主体としての存在意義を示すのが、社会関係の主体的側面の論理のもつ意味である。これを「主体性の原理」とよぶゆえんである³⁾。

主体性の原理というのは、生活の主体者は個人であるということなんです。社会関係の中の存在ではあるけれども、その関係を維持するのに個人の側の責任というのは非常に大事だということですね。私はこの主体性を特に強調したいと思うんです⁴⁾。

(4) 現実性の原理

最後に申し上げたいのは、現実性的側面です。われわれの生活は、一刻といえども休んだりやめたりできないものです。われわれはどんな条件のなかでも、ともかくも自己をつらぬこうとする。自己を貫徹していこうとする。これが生活者でありまたこれは生活者のエネルギーといひましようか、そういうものであると思うんですね⁵⁾。

われわれの「社会生活の基本的要求」は、あくまでも自己を貫徹せずにはおかないということである。この生活上の基本的要求は、正常な状態においては、既存の社会制度と個人との間に結ばれた社会関係を通路として充足されるのであるが、もしこのように社会的に公認された社会関係が成立しないばあいでも、この要求は不充足のまま立ちきえになったり、泣きねいりにはならないで、反社会的あるいは非社会的な方法を使ってでも、自己を貫徹する強いエネルギーをもっている。まさにそれゆえにこそ、その要求は「基本的」なのである⁶⁾。

このような岡村重夫の4つの社会福祉の援助原理（生活者原理）は、どのような受け止め方をされているのか。ここに植戸貴子による把握の一例がある。

岡村重夫は、社会福祉援助の原理として、全体性・社会性・現実性・主体性の4つをあげている。利用者とその状況の全体関連性を理解し、社会生活という視点で利用者やニーズをとらえ、現実的な問題解決を図り、利用者の主体性を尊重した、利用者中心の支援でなければならないということである。このことは「医学モデル」あるいは「病理・欠陥モデル」から「生活モデル」あるいは「ストレングスモデル」への移行とも合致する。ソーシャルワークにおいては、利用者を「治療の必要な、病理性をもった存在」とはとらえず「生活のなかで自らのストレングスを駆使して生き抜こうとする主体的な存在」ととらえる。当然、焦点は「生活」であり「利用者の長所・力・意欲」や「環境のなかの資源」である⁷⁾。

むしろ個別性の原理は見いだせないが、重く受け止められているようである。ちなみに、この上記の文に個別性を入れ込むと、「社会生活という視点で、また、個別的に利用者やニーズをとらえ」、「利用者の個別性や主体性を尊重した、ワンノブゼムではないオンリーワンとしての利用者中心の援助」ということになろうか。

ところで、岡村重夫は4つの原理を人間存在にも引きつけている。人間は社会的存在（あるいは社会的人間像）、全体的存在（全体的人間像）、主体的存在（主体的人間像）、そして現実的存在（現実的人間像）なのであり⁸⁾、こうした人間存在を踏まえて社会福祉援助はなされるべきだとする。すると、個別的存在（あるいは個別的人間像）ということは踏まえなくていいのだろうか。個別的存在としての人間というものは、基本的でもなければ重要でもないということか。この4つの原理のどれかにすでに含まれている、あるいはそこから派生するということだろうか。それとも、この4つの原理の前提をなして、あえて挙げるまでもないということだろうか。

2.2 岡村重夫による4つの原理の導入

岡村重夫はこの4つの社会福祉援助原理をどのように導入してきたのだろうか。

1958（昭和33）年の『社会福祉学（総論）』柴田書店では、まだ4つの原理は出てきていない。それから10年後の1968（昭和43）年の全訂版に、(1) 生活の社会性、(2) 生活の現実性、(3) 生活の全体性、(4) 生活の主体性 として出てくる。

ではその導入はどのようになされているかとみてみると、「社会福祉は個人のもつ社会

関係の主体的側面の欠陥に着目して生活困難をとらえるところに対象把握の固有性があり、また同様にして社会関係の主体的側面の欠陥を援助するところに固有の機能のあることを指摘しておいた。このことは『社会福祉の固有の視点』が個人の社会生活のメカニズムに由来するものであり、従って次にあげる(1)～(4)の原理からなることを意味すると同時に、それがまた社会福祉の対象と機能とを関連づけることを意味するであろう⁹⁾とある。(下線は筆者による。以下同様)。

これは、これら4つが社会福祉の固有の視点(社会関係の主体的側面という視点に立って、そこにあらわれた生活困難を通して、社会関係の客体的側面の欠陥、したがって専門分業制度の欠陥をみる——筆者)の原理をなすと言っているだけで、「従って」もどう従ってかはっきりせず、岡村が「社会生活上の基本的要求」を導出したときの手続きほどには、どういう根拠でこの4つの原理を導出したのかは示されていない。

岡村重夫の社会福祉の4つの援助原理は、それが説かれているところではどこでも、概して演繹的な説明に始終しているのであるが、岡村「明日の福祉社会」の「生活の社会福祉的原理」という節に「みられるように、社会関係の主体的側面に視点をおいて、われわれの生活を見るとき、そこには生活のもつ①社会関係性ないしは社会性、②全体性、③主体性、④現実性という論理と倫理、一言にしていえば「生活の社会福祉的原理」があらわになるのである。¹⁰⁾とある。

どうあらわになるのか、「みられるように」に導かれてその前の節を追うと、岡村の4つの原理は「7つの基本的要求をもつ個人が、分業化された制度的機関とのあいだに一定の社会関係をとり結ぶことによって、生活してゆくことができる。つまりわれわれの社会生活は、(イ)要求をもつ個人、(ロ)社会制度、(ハ)そして両者間の社会関係の三者によって成立するが、個人も社会制度もそれだけでは生活の条件ではあっても、生活そのものではない。むしろこの両者を結びつける社会関係によってはじめて生活は成り立つのであるから、社会生活とは社会関係であるということが出来る。」(→社会関係性ないしは社会性)、「個人のもつ多数の社会関係の相互連関ないし全体像を明らかにする立場」、「主体的側面に立つ視点からは、貧困ではなくて貧困者の社会関係の全体、また病気ではなくて病人の生活全体の状況が見えてくる。」(→全体性)、「もともと個人の社会関係は、社会生活上の基本的要求を充足するためのものであるから、社会関係の障害は、社会的人間としての必然的な生活要求の不充足を意味する。従ってそのような生活困難は、未解決のまま泣き寝入りには出来ない。つまり生活者はどんな方法を使ってでも自己を貫徹す

る。従ってその不充足を見過ごしたり、合理的な解決を援助しないような社会は、必ずその個人によって報復を受けねばならない。これが生活の現実性である。」(→現実性)、「社会関係の主体的側面は、この生活の現実性に裏づけられている故に、それは単なる理念的意味ではなく、いま、ここで生活困難を解決するという日常的実践の根拠を意味する。」¹¹⁾(→主体性)という具合である。(→ゴチック)の部分は筆者による。

最後の主体性に関しては、順番的には③とあるが、岡村の文章中の②全体性と④現実性の説明の間に、「主体性」が露わにされることはなく、「みられるように」の前の文章「福祉社会の原理」中にも「主体性」は直截には露わにされていない。社会関係の主体的側面という言葉は幾度も出てくるが、この「主体的」側面が既にして「主体性」を露わにしているということであるか。「いま、ここで生活困難を解決する」という箇所が、現実に抗してでも生活者(つまり生活の主体者)として生活を営み、生活を成り立たせる決意や決断(自己決定)を示す主体性を表していると、筆者としてはとった訳である。

「あらわになる」という、導出めいたものを予感させる言葉に惹かれてみてきたが、岡村の他の文献の社会福祉の援助原理の説明と五十歩百歩のようである。

3. 個別別的検討1 (個別性にネガティブ(negative)なもの)

3.1 岡村重夫の基本的要求およびキー概念である社会関係の限定による

前節で岡村重夫の4つの社会福祉援助原理(生活の社会福祉の原理)の導出の経緯を分明にするには至らなかったが、では、個別性についてはどう考えたらよいのか。

個別性をあげるのに妨げとなりそうなものが岡村自身の理論の中にはある。それは社会生活上の基本的要求とされるものである。筆者は先に福祉ニーズを「社会生活を営むために欠かすことのできない基本的要件を欠く状態、あるいは、生活困難の解決・緩和をはかる必要性および要求」としておいたが、これを岡村理論による「個人が社会制度と相互作用的な関係=社会関係をうまく取り結ばず、充足不能に陥った社会生活上の7つの基本的要求」(筆者による要約)と比べると、明らかに岡村のそれは限定されている。

岡村は、「7つの基本的要求のうちどれか一つの要求不充足状況は7組、2種類の要求不充足の重複は21組、3種類の要求不充足重複状況は35組というように、数学の組み合わせの公式を使えば、生活困難の重複状況の調査モデルは、決して不可能ではない」¹²⁾として

いるが、こうしたことが可能になるには、7つの基本的要求自体を限定しないと無理である。たとえば、文化・娯楽の要求にしても、これは価値の選択ということであるから、各人から発する要求の多様性あるいは高度化は、程度を加味すれば、無限のバリエーション (variation) をもつ。それを岡村は「社会生活上の基本的要求とは、個人の欲求でもなければ、サービス (service) に対するあれこれの需要でもない。もしそれが充足されなければ、個人はもちろんのこと、社会それ自体も正当に存在を主張し得ないような要求である」¹³⁾と限定しつつ文化・娯楽の要求と一本化する。

その上これらの要求は、岡村によれば、社会制度との社会関係という通路を通して充足されることになるが、渡辺益男も指摘するように、「出発点となるキー概念は『社会関係』概念である。岡村氏における『社会関係』とは、生活者としての個人と、その個人の社会生活上の基本的要求を充足するために設けられた専門分業的社会諸制度との関係」に他ならないのであるが、「岡村氏の全体性、主体性があくまでも『社会関係の個人的側面における全体性、主体性』である限り、(中略) 結局は、『専門分業的社会制度の全体に対して各個人がもつ関係の全体を問題とする』としているのである。その理由は、社会福祉ないし社会事業では、個人の生活の社会環境的側面、換言すれば、それが社会制度に関連する限りにおいて、生活の社会的意味を問題にするからだというのである。環境全体の中には、いうまでもなく社会制度が主要なものとして含まれようが、それだけでなく、まだ制度化されていないもの、あるいは制度外的なものも含まれているわけである。しかし、岡村氏はそれを現実の社会制度に限定し、その社会制度と個人との関係に『社会関係』を限定したのである。『探究の本性とは、無限定であることだ。それを名づけそれを定義づけることは、円環を閉じることである。』という実存主義の教えを文字通りに実行に移すことは容易ではないが、『社会関係』をこのように限定することは、社会における制度外的な行動として存在している多くの事実を遮断してしまい、福祉の動的性格に対して、まさに円環を閉じてしまいかねない」点で疑問を抱かざるをえないとしている¹⁴⁾。

岡村の社会生活上の基本的要求自体の限定は、このような「個人の生活の社会環境的側面を現実の社会制度に限定し、その社会制度と個人との関係に『社会関係』を限定した」ことと釣り合うものである。個人の生活の営みがこのように限定されれば、“個別性” の出る幕ははじめから遮断されていたのではないだろうか。

3.2 個別性は主体性から派生？

個別性がすでにして4つの原理のどれか、とりわけ可能性が高い主体性の原理に包摂されているともそれのような議論に、牧里毎治のものがある。

その第1の特徴は、個人、小集団、住民組織と対象が異なっても、それぞれに対して個別化した対応をするということである。個別化した対応をしなければならない原則は、対象になる存在の主体性を尊重すること由来している。個別援助技術における自己決定、集団援助技術における集団決定、地域援助技術における住民主体の原則など、表現の仕方の違いこそあれ、個々の独自性を認める主体性尊重の原理が反映されているわけである¹⁵⁾。

牧里のこうした「個別化した対応をしなければならない原則は、対象になる存在の主体性を尊重すること由来している」や「個々の独自性を認める主体性尊重の原理が反映されている」からすると、「個別化した対応をしなければならない原則」や「個々の独自性」からなる個別性は、「由来」や「反映」と言われるように、主体性から派生するものとして、主体性の原理を前提にしている、あるいは個別性は主体性の原理に包摂されているというようにも読める。岡村重夫もこのように考えていたのであろうか。

岡村に次のような文章がある。

このような個別の処遇、すなわち援助の対象者のもつ主体的要求と個別的条件に即した取扱いは、いかにして可能であるか。あたかもケースワークにおける「自己決定の原則」のように、援助の対象者を援助の過程に参加させることによって、対象者の個別的要求に即する援助が可能になるといわねばならない。なぜならば、個人は自分の生活に関する重要な問題については、自己の決断によって決定したいという主体的要求をもつからであり、この要求と彼の個別的な生活条件を無視する画一的処遇は、いかにそれが物質的に豊富なものであっても、彼を満足させるものではないからである¹⁶⁾。

ここでは、個別の処遇は援助の対象者のもつ主体的要求と個別的条件に即した取扱いだとされている。対象者の「個別的要求」という言葉も使われているが、これは対象

者の主体的要求と個別的条件とを合わせて個別的要求としたともとれる。こうしてみると、主体性こそ個別性から派生するのではないか。人において個別性が成立するためには、主体性は必要な条件の一つではあるが、それだけでは個別性とはなり得ないのであって、ほかに例えば、取り替え不能性など個別的条件 — より適切には要件（個別的という形容詞句は、トートロジー（tautology）を惹起する） — が必要となろう。主体性と言うけれども、人（個人）を離れて主体性はなく、また、潜在的にせよ一人ひとり（個別個人）に措定されてはじめて主体性は意味をもつからである。

3.3 「個別性の原理」を「社会関係」で説明しにくい？

岡村重夫は、「社会福祉における『生活』とは、個人が社会生活上の基本的要求を社会制度を利用することによって充足する過程であった。つまり個人と社会制度との間の社会関係によってはじめて成立するものである。つまり社会福祉の問題とする『生活』とは社会関係すなわち個人の社会生活にほかならない」¹⁷⁾と言っている。

岡村の4つの生活者原理（社会福祉固有の援助原理）は、社会関係の主体的側面の論理を基づけるものであり、“社会関係”というターム（term）を使って表される（説明される）。それらを筆者なりに要約すれば、

- (1) 人間の生活を社会関係に着目し、これを通路とした社会生活として捉える「社会性の原理」
- (2) 人間の生活を複数の社会関係として全体的に捉える「全体性の原理」
- (3) 人間の生活を自己の責任において複数の社会関係を統合し、自己同一性を維持するものとして捉える「主体性の原理」
- (4) 人間の生活を社会関係を休むことなく止めることなく取り結び続けねばならない（貫徹しなければならぬ）営みとして捉える「現実性の原理」

となろう。岡村重夫は4つの原理について、次のようにも述べている。

社会関係の主体的側面は、生活の社会性、全体性、主体性、現実性の4原理に集約することができる。これを一言で『生活者原理』とする。このうち前三者は、生活者が生活関連の専門分業制度や施策に対して自己を主張する生活者固有の論理である。これに対して、現実性の原理は、生活者原理を実現するための行動エネルギーを方向づける方

法原理である¹⁸⁾。

「個別性の原理」は“社会関係”を用いてどう表現されうるだろうか。人間の生活を一人ひとり違った独自の社会関係として捉える「個別性の原理」とでもなろうか。また、上の岡村の引用内容に即すれば、生活者は各人それぞれ独自の存在として固有の意味をもつ生活をしたということを、生活関連の専門分業制度や施策に対して自己を主張する生活者固有の論理である、とでも表現されようか。

つまり、一つとして同じ社会関係、すなわち個人の社会生活はないということである。この後半の、個人の社会生活は各人独自のものであって一つとして同じものはない、というのは容易に頷けるものであろう。ところが、前半の、社会関係は一つとして同じものはないとすると、岡村理論の展開が困難になりはしないか。

個人が社会制度と社会関係を取り結んで、社会生活上の基本的要求を充足するプロセス（process、生活過程）—岡村にあっては、それは社会関係の二重構造、社会関係の主體的側面と客體的側面として掴まれていた—についてみると、その構成契機、例えば要求の提出は、どの基本的要求にするか（優先順位）、だれが（本人か代理か）、いつ、どこで、どのように、どの程度するのか等は一つとして同じものはなく、個々人によって皆違うのだが、岡村理論ではそれらの違いは生活過程に還元されて見えなくなってしまう。つまり、生活過程における要求の提出や役割実行などの個々人による違いよりも、個人と社会制度との相互作用のパターン（pattern、要求の提出→役割期待→役割実行→要求の充足—筆者）や、個人は1つの社会的役割を実行するのにも彼のもつ社会関係の全体をもってあたるという事実などは、どの人をとっても皆同じということに力点がおかれる。したがって、それらは歴史を超えていつの時代のどこの社会のどの個人の社会生活にもあてはまる、ということにもなってしまう。岡村の主張が、人は違って生きて生活している限りこうした生活過程のパターンからなる、そういう意味で皆“社会関係”という同じものを取り結んで生活しているのだという、そういう論理だとすれば、ここには個別性の、原理として出る幕はないわけである。

3.4 生活者原理には入らない？

岡村重夫の主張から、前出で重複するが、もう一度引用したい。

地域福祉の思想は単純な社会改良運動ないし親切運動ではない。生活者たる個人の社会関係の主体的側面を実現できるような社会関係の構築を目的とする住民運動である。この論理の細部の説明は避けるが、社会関係の主体的側面は、生活の社会性、全体性、主体性、現実性の4原理に集約することができる。これを一言で『生活者原理』とする。このうち前三者は、生活者が生活関連の専門分業制度や施策に対して自己を主張する生活者固有の論理である。これに対して、現実性の原理は、生活者原理を実現するための行動エネルギーを方向づける方法原理である¹⁹⁾。

3つの原理は自己を主張する生活者固有の論理であるということであるが、個別性もそこから排除される謂われはなく、それに当てはまる資格が充分あると言えるのではないだろうか。なぜなら、個別性の原理も自己を、自分は自分である。他の人とは違う。この自分に即した、この自分にふさわしい、この自分に意味のある、要求の充足をしてもらいたい、と主張できる生活者固有の論理であると言って差し支えないからである。そこで社会関係の主体的側面を、社会関係の個別的側面と言ってもよいわけである。「主体的」という言葉が入っている「社会関係の主体的側面」という言葉はマジック（magic）としても働く。岡村重夫は、同じことを「社会関係の個人的側面」（これは「社会関係の制度的側面」に対比させられていた）とも言っている。こちらを用いると、社会関係の個人的側面を基づける主体性とか、個別性とか、落ち着きがよいのではないだろうか。

ところで、岡村の自己を主張する生活者固有の論理である3つの原理について、渡辺益男は「3つの原理は、これまでの、あるいは、現実の社会福祉の機能を根拠づけるものでもある。すなわち、① 現実性の原理は保護・救済の機能に、② 全体性の原理は予防的機能に、③ 主体性の原理は開発的機能に見合うものとして、あるいは、それらの機能を根拠づけるものとしてあるわけである。」²⁰⁾と言っている。これに倣うと、個別性の原理はあるいは評価的機能に見合うものと言えようか。評価の方法を岡村自身は社会関係の個人的側面からその問題を明らかにすることとしている²¹⁾が、社会福祉の援助に関して、他の誰でもない他ならぬその人の社会関係の個人的側面の困難を、その時々状況に応じて査定（アセスメント、assessment）するわけであるから、この場合個別性の原理が、社会福祉の機能としての評価的機能に見合うものとして、ふさわしいのではと思われる。

3.5 個別性をもった個人は主体的ではない？

主体的人間は、独裁的人間ないし利己主義的人間ではない。否定的媒介によって共同性と統合されているのが、人間存在の構造的必然であるから、社会福祉が主体的人間の自己実現を援助する場合にも、この人間存在の二重性を前提とするために、個人の権利主張や人格の尊厳を援助すると同時に、共同態における社会参加や社会成員としての責任を果すように援助しなくてはならないのである。(中略) 単なる助け合いではなく、主体的人間の協力によって、個別性をもった個人の人間性の実現を援助するところに、多元主義的社会の理想があり、地域福祉の社会思想の表現がある²²⁾。

「個別性をもった個人の人間性の実現を援助する」とあるから、岡村重夫が個別性を無視しているわけではないことがわかる。が、問題は岡村の言う「人間性」に何が入っているのか、何を求めているのかである。岡村が「人間性」に言及しているものに、「主体的人間性の実現を援助する『現代の社会福祉』(松本英孝氏の用語を借用すれば『主体性の社会福祉』であるが)」²³⁾がある。すると(5)で取り上げた引用文は、「主体的人間が協力して、主体的人間性の自己実現を援助する」という趣旨にもなる。主体的人間性とは主体性をとれるから、これでは主体的人間ははまだ主体性を実現していないという奇っ怪なことになる。他方、「個別性を持った個人の人間性の実現」とは、独自性、固有性をもった一人ひとり「違う(同じではない)」人間の違うままに、違いを尊重しながらそれぞれの完成をめざす(あるいは自己実現をめざす)ということであろう。前段の議論とつなげれば、個別性をもった個人の主体性の実現ということになるが、これは富山英彦の「『仮に和辻の間柄論において、間柄が否定されることで個が再構築されたとしても、それは自由かつ責任ある主体としての個を意味しない。確立した個は否定され、間柄に統一し、その否定を通して新たな個が確立していくからである。』²⁴⁾という議論と通底するものがある。岡村自身は「人間存在の構造は、単に社会的契機と個人的契機とが共存しているのではなくて、社会によって否定された個人が、自分の否定者たる社会を否定しかえす、という『否定の否定』によって媒介された統合体である。この二つの契機は、合わせて2で割るような平均値や妥協的手段で両立するものではない。むしろこの二つの契機のもつ固有性を明確にし、対抗させて人間存在の二重性を強調すべきであろう。別言すれば、個人は社会的(共同態的)存在として社会的に規定されるけれども、同時にその否定者として

個人の主体性を社会に向かって主張するところに、人間存在の特長をみとめるべきであろう。」²⁵⁾ (ここは岡村理論、社会福祉の固有の視点の根拠付けと読める—筆者) というように、否定しかえすところに個人の主体性をみているとすれば、そもそもその〈否定しかえす〉はどこから出てくるのか。社会はその個人の否定であるから、社会から出てくるのではなく、また、社会と個人の相即的否定関係をより根源的なものの現象形態とするような転倒をしない限り、やはり個人からしか出てこない。このように、岡村の個人にはすでにして主体性がアプリアリ (a priori) に内在している、あるいは前提されている。その個人が金太郎飴みたいなもの (個人と言われる同じもの) でないとしたら—そうではしかありえないだろうが (例えば、岡村と筆者は違う) — 主体性は個別個人に、つまりは個別性に内包されていると言えないだろうか。

4. 個別的検討2 (個別性にポジティブ (positive) なもの)

これはある人の「考察と結論」と題された文の一部である。

2. 「個別性」と「主体性」

妊娠・出産のリスクは個々の妊産婦で異なり、快適と感じる内容も個々の妊産婦で異なる。したがって、「いいお産」の中身は一律ではなく個々の妊産婦で異なり、妊娠・出産における満足度も主観的で異なるものである。しかし、産科医療とケアのサポートの下に、妊産婦が妊娠・出産における個別的条件を主体的に克服し充実した達成感を感じたとき、「いいお産」であったといえるだろう²⁶⁾。

「個別性」と「主体性」というように両者をはっきりと区別した見出しを掲げて論じた文章である。「いいお産」に関して、例えばリスク (risk) ということが、妊産婦の個別性にはリスクが各人それぞれの個別的条件で異なるということが、また、妊産婦の主体性にはそれらの異なったリスクの個別的条件を主体的に克服したという同じことが、それぞれ振り分けられている。この筆者は、リスクが各妊婦それぞれの個別的条件で異なるということが、リスクに関する妊婦の個別性だと言っている。

岡村重夫も次のように言う。

真の「福祉」であるためには、個人の主体的にしてかつ個別的な要求 (needs) が充足されなくてはならない。その意味では、「福祉」は終局的には個別的処遇である。つまり、すべての個人に平等の権利と機会を保障するような一般化的施策—全国民の平均的要求を平均的な方法で充足する専門分化的制度による政策—と平行して、それに均衡する程度において個別的処遇が必要なのである。各個人ごとに異なる条件をもつ生活要求を、平均化された画一的方法で処理されることは、決して「平等の権利」を実現するみちではない。各個人ごとに異なる条件に適した異なる処遇によってこそ、はじめて「個人の平等」が実現されるのである²⁷⁾。

個人の平等にしても、個別個人が固有性もち皆違う存在だからこそ出てくるわけである。「『福祉』は終局的には個別的処遇である」という主張とも合わせて、社会福祉援助における個別性の原理を擁立してもなんらおかしくはないのではないか。

「隣りは何をする人ぞ」というバラバラの個人が互いに無関心のうちに生活する「原子化社会」から、個人の権利意識にもとづく幅広い連帯運動によって、行政機関に圧力をかけて、生活要求を実現していく「市民化社会」に発展させるという運動モデルについて述べておいた。と同時に、それだけでは、生活問題にかかわる一般化的な「政策」の進展は可能であるとしても、真に個人の個別的なかつ主体的な生活要求の実現にはなれないのではないかという疑問をも前節で投げかけておいた²⁸⁾。

前出の引用文にも、「個人の主体的にしてかつ個別的な要求 (needs) が充足されなくてはならない」とある。これらから、個人が社会制度に出す要求には、まず、個別的にして主体的という2側面があることになる。社会関係の個人的側面（ここでは要求の提出）の実現への援助は、個別性の原理、主体性の原理に基づけるものということになる。これは役割実行についても、また、社会関係の制度的側面（要求の実現あるいは充足）の援助についても同様である。したがって、社会福祉の援助原理（あるいは生活者原理）として、個別性の原理、主体性の原理というものがあるということになりはしないか。

「コミュニティ」では、前にも説明したように一定の地域性、すなわち地域生活の主体性や自発性が尊重せられる反面において、地域住民個人の生活も、それが基本的人権

にもとづく普遍的価値をもつと同時に、地域社会条件によって規定されながらも、個別性をもつものとして尊重せられる²⁹⁾。

岡村によれば、個人の（社会）生活は、個人だけでなく、社会制度だけでなく、両者を取り結ぶ社会関係を含めた三者として、あるいは社会関係そのものとして把握される。だからこそ、岡村にとって、生活困難は社会関係の困難とされるのである。

この文章では、「地域住民個人の生活も、（中略）個別性をもつものとして尊重せられる」とある。社会関係の個人的側面は個別性に基づけられている、それを尊重するということを言っているのである。したがって、もし社会関係の困難に直面すれば、社会福祉の援助はその当事者の個別性の尊重に基づいて行われることになる。これは社会福祉の援助原理として、個別性の原理もその座を要求できるということである。

5. おわりに

以上の検討を進める過程で、筆者には岡村の次の文言が引っかかっていた。

社会福祉の問題とする「生活」とは社会関係すなわち個人の社会生活にほかならない。従って「生活困難」という意味は多義的であるが、社会福祉に関するかぎり、それは社会生活上の困難にほかならない。純然たる個人の内面的生活としての宗教、信仰や思想上の問題は、社会福祉とは無関係である。社会福祉的援助は、援助対象者の宗教や思想のいかんにかかわることなく、彼の社会関係の困難のみを問題とし、これを純粹に援助するのである³⁰⁾。

一般には「生活の全体」とか、“human being as a whole”とよばれて、この全体的認識が社会福祉的認識の特色のようにいわれたことがあるけれども、その意味は単なる哲学的な意味での「全体性」と理解すべきではない。そのような神秘的な、あるいは超現実的な全体的認識を意味するのではなく、個人が現実に取りむすぶ社会関係の総体であって、経験的な調査によって個人ごとに数えあげることのできるものである³¹⁾。

筆者は“個別性の原理”ということの問題にしてきたが、それが岡村の土俵上での議論

ではないのではないかという懸念がある³²⁾。岡村は、前掲の渡辺益男の引用文の指摘通りであれば、「岡村氏の全体性、主体性があくまでも『社会関係の個人的側面における全体性、主体性』である」としていたようであるが、筆者の持ち出す個別性は、「社会関係の個人的側面における個別性」としては収まらないのかもしれない。岡村はまた、生活者の個別性は、個人の社会生活ではない純然たる個人の内面的生活に関わることである、あるいは、抽象的な哲学的思弁に過ぎないと考えていたのかもしれない。そこで筆者はある哲学者の意見を求めた。以下は彼（K）の回答（そのもの全文）である。

岡村は「原理」を、実践のためのアприオリな視界（特に「主体性の原理」はその根底に位置している）の根本動向と考えている。「個別性」が、その根本動向として認められるかどうか、は問題である。「個別性」は、視界のアприオリな根本動向ではなく、四つの原理の視界の中で、実践的に関係づけられた諸契機が理想的に統合された状態を、後から反省的に評価した「述語」的規定である。四つの原理は「主語」的規定ではないが、実践の中で「基体（主語）」＝主体であり続ける存在（主体的人間）を看取するために不可欠な視界（明るみ）を開いている。

そうした原理に対して、「個別性」は「基体」として人間を見出すための照明とは言えず、あえて言えば、基体としての人間に伴う一つの「影」（必然的ではあるが、必ずしも見えなくても許される）ではないか。

四つの原理は、アприオリ性を本質とするが、「個別性」はそれを本質としない。そして、その分、四つの原理が規定する人間との密着性を、個別性は持たない。むしろ反省概念として、人間存在そのものから距離を置く規定である。

むしろ、この「個別性」の問題は、「公的なもの」と「私的なもの」との関係を考察する際に、或る本質的な意義を発揮する可能性がある³³⁾。

このKの言説は、筆者の懸念を裏付けするのみならず、筆者の主題そのものを無効化するもののように思える。が、いささかの検討を加えてみよう。Subject（独）は認識では主観、行為では主体とされ、ラテン語のsubiectum（基体）からきている。基体はさまざまな性質を担ってその性質の基底に横たわる自存者である。そういう自存者を照明するのが悟性のアприオリな形式（カテゴリー（Kategorie））である「社会性」、「全体性」、「主体性」、そして「現実性」ということなのであろう。“悟性”や“カテゴリー”という

言葉が上の文中には見あたらないが、Kはこれらを抜きに、こここのところでアプリアリということを行っているのであろうか。ちなみにカントの12のカテゴリー表には、現実性(Wirklichkeit)は挙げられているが、他の3つは直接的には挙げられていないようである(全体性は挙げられているのかもしれない)。「個別性」も挙げられていないが、他の3つと御同様ではないか。Kは「個別性はアプリアリ性を本質としない(筆者の言葉では、個別性はカテゴリーではない)」と言うが、その理由が分からない。漠然とであれ、われわれは違いの分かる存在であるのに。Kは4つの原理が「実践の中で主体であり続ける人間存在」を照明する、つまり「基体」として人間を見出すための照明としているが、個別性も個別化の根拠であり、人間存在を実践の中で主体はすべて個別的に主体であり続けるものとして照明するものである。「『個別性』は『基体』として人間を見出すための照明とは言えない」とKは言うが、そのつど私のものである(Je-meinigkeit)と真に現存在(Dasein主体)を掴まえる—『基体』として人間を見出す—ことができるのも、すでにして他者との共存在(Mitsein)であるなかでであり、その他者は個別的に共現存在(Mitdasein)としてある可能性を有するからなのではないだろうか。

この小論の主題は、岡村重夫の思想の中で、「個別性」を他の4つの「原理」と対等な「原理」とすることが許されるか否か、それが許されるとすれば何故、岡村は明確に「原理」として提示しなかったのかであるが、次のような岡村の文章を見てみよう。

外部社会を構成する行政機関は、法律を執行する機関であって、そこには法律によって客体化された個人が存在するだけである。たとえその行政部局が、ソーシャル・ミニマムの実現にかかわるものであっても、その対象は平均化、一般化された個人に過ぎないであろう。それは個別化された個人の主体性や全体性の実現をめざす社会福祉というよりも、いわば「行政福祉」とでもいうべき運営原則に支配せられる³⁰⁾。

この文章のコンテクスト(context、文脈)では、「個別化された個人の主体性や全体性の実現をめざす社会福祉」はむしろ「個別化された個人の、主体性や全体性の実現をめざす社会福祉」と読むべきであるが、これを「個別化された、個人の主体性や全体性の実現をめざす社会福祉」と読めば、次のように言えないだろうか。個別性は岡村の4つの生活者原理に先行する前提なのであって、自己の理論の組み立てに当たっては、岡村の視野の

外にあったのである、と。あるいはこの文章を離れて、これまでの検討を顧みれば、岡村はその自らの社会福祉学を体系的に構築するために、いろいろと概念を限定せざるをえず、その中で個別性を切り捨てざるを得なかったのだ、と。

注

- (1) 岡村重夫講演録：<http://www22.ocn.ne.jp/~kguik/okamurakouen2.htm> ※なお、この収録記録には、岡村重夫「処遇原則の発展と福祉的人間」（1981年度懇話会、『福祉と人間』花園大学、NO.4-5）とあるが、花園大学によるとかかる収録（誌）はないとのことである。「処遇原則の発展と福祉的人間像」という論文が、『老人問題研究』第1巻、1981年にあるが、これは講演録ではないし同じ内容でもない。
- (2) 同上
- (3) 岡村重夫『社会福祉原論』全国社会福祉協議会、1983年、99頁。※なお、小野達也は「岡村重夫の『もうひとつ』の問題 社会関係の主体的側面の実現 社会制度とつながればよいのではない → 社会制度に従うだけでは疎外された状態。『長いものにまかれる』存在、『自己疎外』 → この状況から主体的契機を明確にして、それが実現できるように援助する = 包摂されている状態での問題系」（社会福祉学会第56回全国大会自由研究発表レジュメ「地域福祉の現代的課題としての『主体性』に関する検討：岡村重夫の提起を受けて」より）としているが、これは「社会関係があっても客体的側面だけが前面に出ているのであれば、すなわち個人が社会制度からの役割期待に応えているのみであっては、それは『自己疎外』の状態であり、主体的側面が実現していない」（同上、報告要旨集370頁、岡村重夫『社会福祉原論』100頁の小野による要約）を主題化しているわけである。このことに関連して、岩井克人による「『売れなければならない』—それが資本主義の倫理です。中略。『売ればよいというものではない』—それが資本主義の倫理です」（2001年2月2日、朝日新聞 思潮21「小説『高慢と偏見』より」という主張を取り上げてみる。この表現を借りれば、「社会制度とつながらなければならない」—それが社会生活の倫理です。『社会制度とつながればよいというものではない』—それが社会生活の倫理です」となる。岩井をまねながら筆者なりに展開すれば、「社会制度とつながらねばならない」自分であるが「つながらない」。自分を社会制度に「つなげる」ことを拒否することが、自分からは生活援助を要求できない人たち（あるいは、自分だけでは社会生活上の基本的要求を充足できない私たち）に与えられた唯一の権利なのである。人は、「つながらなければならない」という倫理に対し、「つながればよいというものではない」というそれを超越する倫理の存在を身をもって示すことができる。それもまた資本主義下の人間の（生活者の）主体性なのだということを、岡村重夫（倫理学科出身）はどう考えたのであろうか。ところで、先に小野は「自己疎外」を社会制度に従うだけ（高橋洋児によれば、「いわゆる『人間の主体性』なるものも、資本によって欲望が開発されるという受動性の上に成り立つものでしかない」（中公新書1308『市場システムを超えて』213頁）から、従わされるだけ）というあり方としていたが、「個人と社会のつながりがつかめぬところに、疎外が生じる」、「疎外の問題は、もともと個人と社会との生きたつながりである筈のものがそうでなくなる、つまり両契機の相即性がとらえられなくなることである」（糸康弘「間柄的存在の把握と臣民の道」『名城商学』第28巻別冊、1979年、3頁）とも考えられる。この糸の「個人と社会」を「個人と社会制度」にしてみるとよりはっきりする。さらにまた岩井によれば、「資本主義社会とは、まさにそれが自己疎外的であるということによって、みずから独善におちいる（例えば、そこに暮らす人びとが社会制度からの要求（“役割期待”）を無視して独善的に生活する—筆者）危険を最小限にとどめておく批判の可能性を内在化させている社会であるのです」（同上）ということでもある。
- (4) 岡村重夫：講演「現代の社会福祉の特徴」『大阪市社会福祉研究』特別号、大阪市社会福祉協議会/大阪市立社会福祉研修センター、2002年、70頁
- (5) (1) に同じ。
- (6) (3) に同じ、101頁。

- (7) 植戸貴子「アセスメントとプランニング」ソーシャルワーク演習教材開発研究会編 編集代表 相澤譲治・植戸貴子『ソーシャルワーク演習ワークブック』株式会社みらい、2008年、86頁。
- (8) 現実的存在については、1) に、社会的存在と全体的存在については、岡村講演「地域福祉の思想」『福祉研究かながわ』3巻、神奈川県社会福祉協議会、1993年、14頁に出てくるが、「主体的存在」という言葉は、例えば、岡村重夫「「コミュニティ・オーガニゼーション理論と原則」の解説」『月刊福祉』2月号、全国社会福祉協議会、1965年、39頁に出てくる。そして、4つの人間像については、岡村重夫「社会福祉的人間像」『ソーシャルワーカー』創刊号、日本ソーシャルワーカー協会、1989年、21-24頁に出ている。※なお、人間が像になることは、人間が人間に対して主体となる（逆に言えば、人間が人間によって客体化される）という事態を物語っている。
- (9) 岡村重夫『全訂社会福祉学（総論）』柴田書店、1968年、160頁。※なお、1) にあげた岡村重夫論文「処遇原則の発展と福祉的人間像」の註に、「筆者かつて（ママ）、これを『生活者の4原理』として説明したことがある。拙著『全訂社会福祉学総論』（昭和54年、柴田書店）第4章を参照されたい。」とあるので、全訂版までの10年間の間に、この4原理のまとまった説明がどこかでなされてはいないだろうと、ひとまず推測した。
- (10) 岡村重夫「明日の福祉社会」福武直・阿部志郎編『明日の福祉@21世紀の福祉』中央法規、1988年、61頁。
- (11) (10) に同じ、59-61頁。
- (12) 岡村重夫「社会福祉固有の視点と方法」岡村重夫・高田真治・船曳宏保『社会福祉の方法』勁草書房、1979年、32頁。
- (13) (10) に同じ、58頁。
- (14) 渡辺益男「『地域福祉論』に関する批判的考察」『東京学芸大学紀要』第3部門、40、1988年、86-88頁。
- (15) 牧里毎治「地域援助技術の概念と基本体系」『新版・社会福祉学双書』編集委員会編『新版・社会福祉援助技術論』改訂版、全国社会福祉協議会、2002年、151頁。
- (16) 岡村重夫『地域福祉論』光生館、1974年、9頁。
- (17) (3) に同じ、95-96頁。
- (18) 岡村重夫「地域福祉の思想と基本的人権」『日本の地域福祉』第3巻、日本地域福祉学会、1990年、巻頭言。
- (19) 同上。
- (20) (14) に同じ。86頁。なお、渡辺の説くところは、岡村重夫「社会福祉の固有の視点」鉄道弘済会社会福祉センター弘済会館編集『社会福祉研究』第5号、1969年、14-15頁に主張されている。
- (21) (3) に同じ、139頁。
- (22) 『大阪市社会福祉研究』第16号、大阪市立社会福祉研修センター、1993年。（中略）をはさんで、前の文が4頁、後の文が6頁。
- (23) (22) に同じ、3頁。
- (24) 富山英彦「和辻哲郎の人間学的考察～「個と関係の否定モデル」を手がかりにして」東京情報大学研究論集 Vol.7 No.2 (2004.2)、38頁。
- (25) (22) に同じ、3頁。
- (26) <http://www.iiosan.jp/images/pdf/Report2005II.pdf>
- (27) (16) に同じ、9頁。
- (28) (16) に同じ、17頁。
- (29) (16) に同じ、18-19頁。
- (30) (3) に同じ、96頁。
- (31) (3) に同じ、98頁。
- (32) 筆者がこの論考を書き終えた後で改めて手にした松本英孝『主体性の社会福祉論——岡村社会福祉学入門——』増補版、法政出版株式会社、1999年、135頁に、「社会関係の主体的側面の論理を「生活者の論理」として抽出したと述べている。哲学的な意味で提起されたものではない。常民の生活の中から抽出されたものである。」とあり、Kの言説と共に筆者の懸念を増幅するものである。

- が、個別性が「常民の生活の中から出た生活者の論理でない」とは言えないのではないだろうか。
- (33) K氏は某大学の現役の哲学教授である。しかし、この文は氏の著書からの引用でも論文からのそれでもなく、筆者宛の私信からの引用であり、お名前は伏させていただきます。引用ご快諾に深謝したい。
- (34) (10) に同じ、73-74頁。